

消費税率引上げに伴う「すまい給付金制度」に係る
【現金取得者向け新築対象住宅証明書】の発行業務のご案内

平成 25 年度税制改正に基づく消費税率引上げに際して、住宅取得者の負担軽減を目的とした「すまい給付金制度」が創設されました。住宅ローンを利用せず現金で新築住宅を取得する方は、「すまい給付金」を申請する際、要件のひとつとして【現金取得者向け新築対象住宅証明書】が必要となる場合があります。当センターでは、その証明書の発行業務をおこないます。

《 証明業務を行なう住宅 》

- (1) 所在地が神奈川県、山梨県、静岡県及び愛知県内であること。
- (2) 原則、建築基準法に基づく建築主事又はセンター（以下「センター等」という。）の確認済証が交付された住宅又は交付される見込みの新築住宅であること。
- (3) 次のすまい給付金要件を満たしていること。
 - ① 床面積が 50 ㎡以上であること
 - ② 施工中等に検査を実施し、一定の品質が確認できること。
 - ③ 省エネルギー性、耐久性・可変性、耐震性、またはバリアフリー性に関して、下記の表のいずれかの基準を満たすこと。

表

区分	基準（住宅の品確法に基づく評価方法基準等）
省エネルギー性	① 断熱等性能等級 4 ※1 ② 一次エネルギー消費量等級 4 以上
耐久性・可変性	③ 劣化対策等級 3 の住宅で、かつ、維持管理対策等級 2 以上（共同住宅等では、一定の更新対策が必要）
耐震性	④ 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の等級 2 又は等級 3 ⑤ その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）の免震建築物
バリアフリー性	⑥ 高齢者等配慮対策等級 3 以上

※1 従前の省エネルギー対策等級 4 による申請は、H27.3.31 で終了となり、H27.4.1 以降の申請受付はできません。

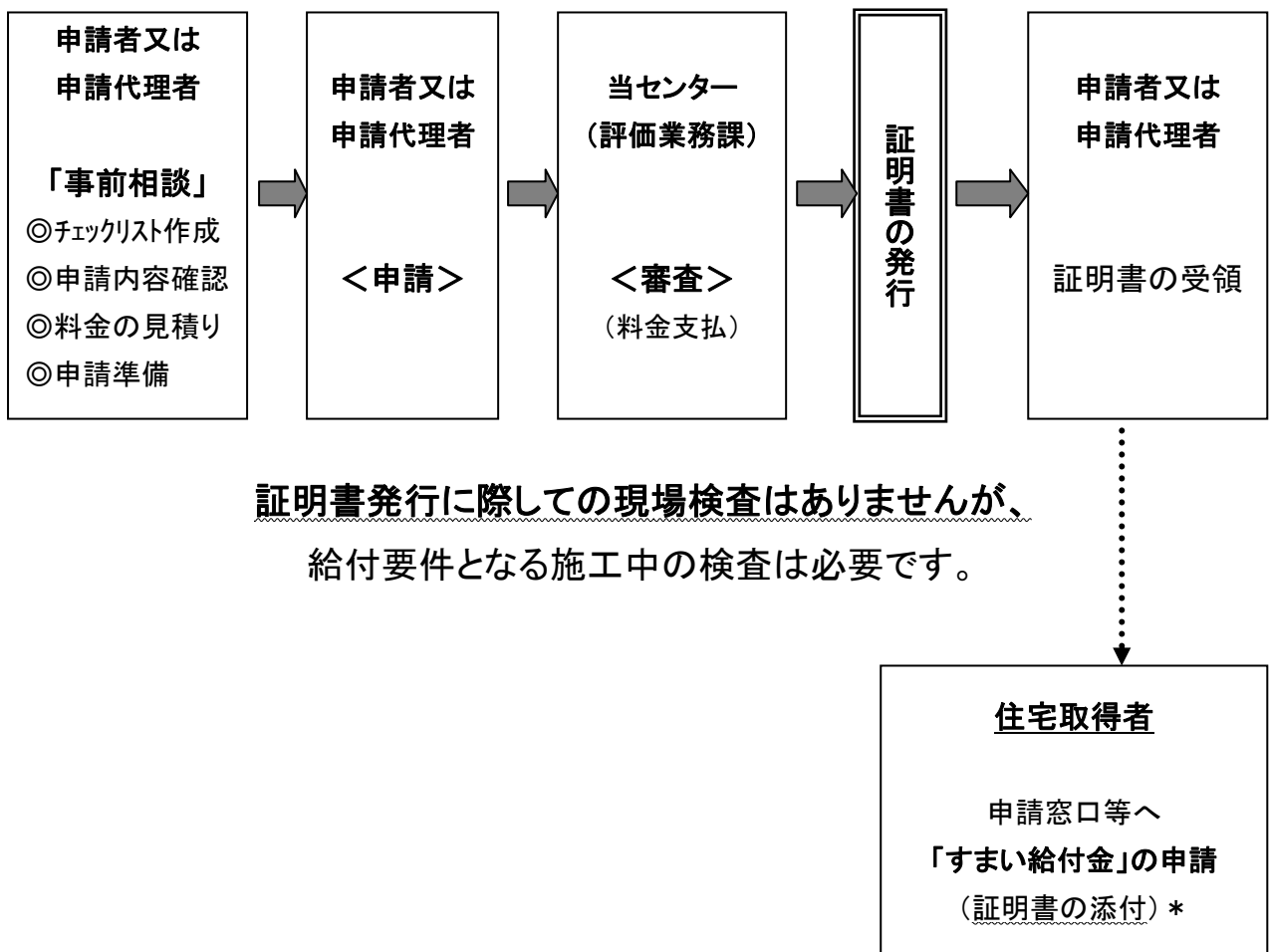
《 証明業務に係る料金 》

別紙料金表によります。

《 申請にあたっての注意点 》

- 申請に先立って、必ず「事前チェックシート」による事前相談を受けていただきます。事前相談は無料です。
- 事前相談の結果証明申請を行い、引受承諾書の発行以降に申請を取り下げる場合は、取り下げ届を提出いただきます。また、審査の結果、証明対象住宅が基準等に適合せず、かつ是正される見込みがないと認めるときは、証明書を発行できない旨の通知を交付します。その際、審査が完了している場合は証明業務にかかる料金全額を請求いたします。
- 証明書の発行後に「すまい給付金」の給付要件を満たさなくなった場合は、証明書発行に要した料金は返却いたしません。

《 証明書発行までの流れとすまい給付金の申請 》



* (注意) 証明書以外で給付金申請に必要な書類は、
給付金申請窓口等でご確認ください。